

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	美 延 映 夫
同	島 田 ま り

### 住民監査請求について（通知）

平成 28 年 3 月 17 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

### 記

#### 第 1 請求の受付

##### 1 請求の要旨

（請求の要旨）

大阪市（環境局）は家庭から出る廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進するため、「再生資源集団回収実施登録団体の登録等に関する要綱」（平成 11 年 4 月 1 日制定）に基づき、各登録団体の実績に応じて以下の報奨金、奨励金、奨励品等を支給している。

- ① 報奨金 年額 5,000 円
- ② 奨励品等

要綱第 5 条第 1 項の規定により報告された年間古紙回収量 15 トンまでの回収量に対して、1 キログラムあたり 1.5 円、15 トンを超え 30 トンまでの回収量に対して 1 キログラムあたり 2 円、30 トンを超えた回収量に対して 1 キログラムあたり 3 円を乗じて得た金額に相当する再生品を上限額 70 万円相当の範囲内で支給する。ただし、年間古紙回収量 10 トン以上の団体については再

生品の代わりに奨励金又は再生品と奨励金を2分の1ずつ支給のいずれかを選択できるものとする。

(請求内容)

大阪市天王寺区市営A住宅(63世帯)内で団体名(A住宅子供会)を登録  
平成14年4月～平成28年3月現在、代表者Bが運営し、報奨金年額5,000円×13年=65,000円と13年間奨励品の不正受給をしていた。

Bに返還請求します。

また、去年平成27年4月1日にA住宅自治会の承認も得ずに、一会員のBが新たに(団体名 A住宅子供会 63世帯から11世帯)と世帯数の変更をしています。

この時も中部環境事業センターの関係担当者は、口頭のみで11世帯の変更を受理しています。

変更届書の書面(第2号様式)があるにも関わらず、ズサンな処理をした。  
変更の取り消しを要求します。

(問題点)

- ・大阪市の血税である報奨金、奨励品を、個人のBが独断で永年運営し、不正受給をしたこと。
- ・資源ゴミ収集に協力した団体構成員63世帯に対し、報奨金、奨励品、及び資源売却代金さえ有効に利用せず、収支報告も明らかにしない。
- ・平成14年の登録時の世帯数は38世帯(請求人陳述で39世帯に修正)を63世帯と虚偽の申請をした。

当時の要綱では、50世帯以上で報奨金が年額5,000円、50世帯未満で3,000円になっていました。

それでBは63世帯で水増し登録した。当時子供さんの居る世帯は7世帯でした。世帯数に変更があれば、毎年更新すれば良いことです。

- ・A住宅自治会内の子供会は組織も、実態もない団体であることを自治会が環境局関係担当者に再三再四報告してきたにも関わらず、平成27年4月にA住宅子供会を11世帯(実際は3世帯)に変更を受理した理由を明らかにしてください。

(実態)

- 1 平成14年の登録時から平成28年2月現在迄子供会の組織、会則も無い、世帯数、世帯名も不明な任意団体である。(B自身が発言証拠あり)
- 2 子供会の代表者Bは平成26年4月1日の更新時は自治会の会長ではないので、現自治会の承認が必要である。

資源ごみの収集置き場は、大阪市営A住宅の敷地内です。

この敷地の管理は、自治会が大阪市から合理的に委託されています。

- 3 資源売上代金等は、自治会会計に納めているものと自治会員の全員が信じていた。資金を有効に活用していない、説明責任を果たしていない。

4 取引業者C社長 D氏発言

平成 25 年 6 月か 7 月頃、A住宅の住人と名乗る男から電話で資源集団回収取引伝票の団体名を「平成 25 年 4 月から遡って、A住宅自治会からA住宅子供会に変更してほしい」と電話がありました。

理由は「資源ごみ回収代金が自治会に入金になり、子供会の方に入ってこないのだから子供会に入金するようにしたい」と真逆（自治会には一切入金していない）で虚偽の理由で伝票の変更を要求した。

変更した伝票をCの社長D氏は、B宅に行き自宅ポストに入れたと証言されました。

そしてBは自治会にその伝票のみを提出した。だから自治会に提出した伝票は（A住宅子供会）、大阪市に提出した伝票（平成 14 年 4 月～平成 25 年 3 月）まではA住宅自治会になっています。

何故、真逆の理由で変更を依頼したのか。

- 5 奨励品（トイレトペーパー）はB氏宅に配送された物は、自治会や子供会の世帯に配布しなかった。

（情報公開請求で取り寄せできた年数のみの、トイレトペーパー受領書）

平成 22 年 12 月 1 日 受領印 B（配布なし）

平成 23 年 11 月 8 日 受領印 B（配布なし）

平成 24 年 12 月 4 日 受領印 元会長E（このときは一度配布された）

自治会員が「このトイレトペーパーはどうしたのですか？」と尋ねたら、Bは「子供会のお金で買った」と虚偽の発言をしました。

平成 25 年 11 月 14 日 受領印 B

（この時に自治会はBに追求しました。それでもBは一切配布しなかった）

平成 27 年 2 月 15 日 受領印 B（配布なし）

平成 28 年 2 月 27 日 受領印 B（配布なし）

再生資源集団回収実施登録団体の制度が正しく活動していない事実が判明、中部環境センター環境局関係職員にA住宅子供会の団体登録活動状況の問題点を指摘、再三再四登録の抹消、是正をお願いしてきましたが、2年以上（平成 25 年

12月から平成28年3月4日)経過しましたが、納得のいく回答なく現在未解決のままです。

この件で、A住宅の住民63世帯のコミュニティが崩壊している状態になりました。

監査委員に於かれては、すべての関係書類を精査し、関係職員が職務を怠ってきたことによる市の損害回復と職務権限者ら関係職員への必要な措置を講じることを市長に勧告されるよう、地方自治法第242条1項に基づき証明資料を添付して住民監査請求する。

### 【事実証明資料】

- 1 再生資源集団回収実施登録団体の登録等に関する要綱
- 2 資源集団回収活動について
- 3 資源集団回収団体登録台帳
- 4 報奨金等支給申請書・口座振替申出書
- 5 再生資源回収実施団体実績報告書
- 6 資源集団回収取引伝票（大阪市提出分）
- 7 資源集団回収取引伝票（故意に団体名を変更した分）
- 8 奨励品（トイレットペーパー受領書6枚）
- 9 支出命令書、支出決議情報確認書、総合口座振替明細情報  
（発行日：平成22年9月29日）
- 10 支出命令書、支出決議情報確認書、総合口座振替明細情報  
（発行日：平成23年9月9日）
- 11 支出命令情報、支出決議情報確認書、総合口座振替明細情報  
（発行日：平成24年9月3日）
- 12 支出命令情報、決裁欄別紙、総合口座振替明細情報  
（発行日：平成25年9月6日）
- 13 支出命令情報、決裁欄別紙、総合口座振替明細情報  
（発行日：平成26年9月1日）
- 14 総合口座振替明細情報（取込日：平成27年8月6日）  
（監査委員注記：請求の要旨は請求書記載の内容を原則として原文のまま記載し、  
事実証明書の内容は省略した。）

## 2 請求の受理

本件請求は、再生資源集団回収実施登録団体として登録したA住宅子供会に対

する報奨金の支出や奨励品の支給について、要件を満たしていない団体に対して行われた違法、不当な公金の支出及び財産の処分であると主張している。

ところで、地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求は、当該行為から1年を経過した場合には、正当な理由がない限り行うことができず、正当な理由については、秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

請求人が本件請求の対象とする、A住宅子供会に対する報奨金及び奨励品のうち、平成14年度ないし平成25年度に行った資源集団回収に相当する報奨金の支出及び奨励品の支給については、当該行為から1年を経過しており、本件請求が当該行為から1年を経過した正当な理由も主張されていない。

よって、本件請求のうち、平成14年度ないし平成25年度に行った資源集団回収に相当する報奨金の支出及び奨励品の支給に係る部分については、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

その上で、平成26年度に行った資源集団回収に相当する報奨金の支出及び奨励品の支給については、それぞれ違法不当な公金の支出、財産の処分にあたるとして当該行為のあった日から1年を経過することなく請求がなされたものと解され、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

また、本件請求のうち、回収世帯数の変更を変更届出書によらず口頭で受理した点について変更の取消しを求めている部分は、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実該当せず、同条に規定する要件を満たさないと判断せざるを得ない。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

再生資源集団回収実施登録団体として登録されているA住宅子供会に対して、平成27年度に報奨金を支出したこと及び奨励品を支給したことが、違法不当な公金の支出又は財産の処分にあたるかどうか。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成28年4月6日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、次の資料の提出があった。

- (1) 再生資源集団回収支援制度登録団体証
- (2) A住宅居住者名簿（子どものいる世帯がメモされているもの）
- (3) A住宅ごみステーション、集会所入り口写真
- (4) B氏が請求人を相手取り係争中の準備書面写し
- (5) B氏が作成した自治会・子供会連名で書かれている集団回収に関する配布物

また、請求書に当初記載されていた平成 14 年当時の世帯数について、38 世帯から 39 世帯に修正された。

請求人からは、請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は次のとおりである。

- ・ A住宅は全体で 63 世帯あるが、都市整備局によると、A住宅子供会が集団回収を開始した平成 14 年当時は 39 世帯しか家賃が発生しておらず、世帯数は 39 世帯だったが、B氏は 63 世帯で登録し、報奨金等を得ていた。
- ・その後、集団回収の報奨金等が分配されていないことが発覚し、調べてみたところ、虚偽の世帯数で申請していたことが分かったので調べてもらいたい。
- ・環境局に何度も問い合わせたが、A住宅子供会に参加している 11 世帯はどこかということ聞いても明らかにしてもらえない。B氏にも聞くと言っていたが結論が出ていない。
- ・B氏は平成 14 年度当初からA住宅子供会で申請している。当時の再生資源集団回収実施登録団体の登録等に関する要綱では 10 世帯以上でないとし込まないとなっているが、当時子供がいる世帯数は 10 世帯に達していなかった。その後、この問題発覚後の平成 27 年にも自治会の承認なく構成世帯数を 11 世帯と変更して申請を続けているが、自治会で作成する名簿でも、子供がいる世帯は 3 世帯である。
- ・この 3 世帯に子供会のことについて聞いてみたところ、子供会の存在すら知らず、活動実態がないのは明らかである。
- ・追加資料（3）の 1 枚目はA住宅子供会が資源回収場所としていたごみステーションの写真である。B氏個人の収入となっている状況に協力できないと判断した自分たちを含む一部住民が独自に別の集積場所で回収を行っていたのが 2 枚目以降の写真である。現在はごみステーションを自治会が使っており、子供会は活動していない。
- ・市営住宅を所管する住宅管理センターによると、管理委託をされているのは自治会であるので、子供会の集団回収に市営住宅のごみ置き場を使わせるべきで

はないとのことである。

- ・環境局は子供会が資源回収団体の登録を外れないと自治会は登録できないと説明していたが、最終的に登録できることになった。
- ・環境局へは何度も足を運び、訴えているが、十分な対応をしてもらっていないことが不作為にあたる。
- ・この制度にかかる再生資源資源回収実施登録団体の登録等に関する要綱に違反している。
- ・第2条第1項関連として、当該団体は子供会の名前で登録されているが、団体の実態がなく実際には住民が集めているので、住民に還元するのが普通である。それがなされていないのは子供会という団体を偽装していることになる。
- ・当該団体はそうした偽装を行っているので、第9条第2項の登録を取り消されるべき団体に該当する。そのような団体に支出した公金は返還されるべきである。
- ・第10条の調査が十分に行われていないため、このようなことになっている。環境局は団体に渡した後のお金の使い道には関与しないと説明するが、支出に至るまでの手続きが正しければそれで問題ないが、手続きが正しくないのだから是正すべきである。

### 3 監査対象局の陳述（11頁に詳述）

環境局を監査対象局とし、平成28年4月6日に環境局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 資源回収団体への支援制度について（環境局ホームページ）

資源回収活動とは、家庭から出る新聞、雑誌、段ボール、チラシ、カタログ、包装紙、紙の箱、紙容器などの古紙や古布などの資源を、町会、自治会、子ども会、マンション管理組合などの住民団体が、ボランティアで回収し、再生資源業者に引き渡すことにより、資源として活かすことができる活動である。

本市では、資源回収活動に取り組む団体への支援制度を設けて、団体の活動を促進している。

- #### (2) 再生資源回収実施団体の登録等に関する要綱（以下「要綱」という。）（抜粋） （登録要件）

第2条 次の各号に適合する団体は、環境局長（以下「局長」という。）の登録を受けることができる。

(1) 次のいずれかの団体であること。

ア 住民団体

イ 地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第5条第1項の規定により区長から認定された地域活動協議会

(2) 大阪市内の10以上の世帯の家庭から排出される古紙、古布、びん、金属、その他の再生資源の集団回収を定期的を実施すること。

(3) 再生資源の回収を営利を目的として行うものでないこと。

(登録申請等)

第3条 前条の規定により登録を受けようとする団体は、団体の構成員のうちから代表者を選任し、第1号様式による再生資源集団回収実施団体登録申請書を当該団体の活動区域を所管する環境事業センター（以下「環境事業センター」という。）に提出しなければならない。

2 局長は、前条各号に適合すると認めた場合、第3号様式による再生資源集団回収実施団体登録証を団体に対して発行し、再生資源集団回収実施登録団体（以下「登録団体」という。）として登録を行う。

(報奨金等)

第4条 登録団体に対しては、次の各号に定めるところにより、報奨金及び奨励品等（以下「報奨金等」という。）の支給を行うものとする。

(1) 報奨金

年額 5,000円

(2) 奨励品等

第5条第1項の規定により報告された年間古紙回収量15トンまでの回収量に対して、1キログラムあたり1.5円、15トンを超え30トンまでの回収量に対して1キログラムあたり2円、30トンを超えた回収量に対して1キログラムあたり3円を乗じて得た金額に相当する再生品を上限額70万円相当の範囲内で支給する。ただし、年間古紙回収量10トン以上の団体については再生品のかわりに奨励金又は再生品と奨励金を2分の1ずつ支給のいずれかを選択できるものとする。

(報告)

第5条 登録団体は、毎年4月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における再生資源（大阪市内の家庭から排出されるものに限る）の回収量等について、第4号様式による再生資源集団回収実施団体実績報告書を環境事業センターに提出しなければならない。

2 前項の報告書には、第6号様式による資源集団回収取引伝票に回収事

業者の証明印を押印したものを添付しなければならない。なお、回収量の算出にあたり1キログラム未満の端数が生ずる場合は、各品目の年間回収量ごと1キログラム未満の端数を四捨五入する。

(報奨金等の支給)

第6条 第4条の報奨金等を受けようとする登録団体は、第5号様式による報奨金等支給申請書・口座振替申出書(以下「申請書等」という)を環境事業センターに提出しなければならない。

2 局長は、前条第1項の報告書及び前項の申請書等を受理した後、報奨金等の支給を適切と認めたときは、速やかに報奨金等を登録団体に支給するものとする。

3 第5条第1項の報告期限までに報告がない場合、原則として報奨金等を支給しない。

(報奨金等の返還)

第7条 局長は、登録団体が不正な手段により報奨金等を受給したと認めたときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(登録事項の変更の届出等)

第8条 登録団体は、登録事項に変更があった場合には、速やかに第2号様式による再生資源集団回収実施団体登録変更届出書を環境事業センターに提出しなければならない。

ただし、団体名や代表者のみの変更の場合は、第4号様式による再生資源集団回収実施団体実績報告書での変更の届出を認めるものとする。

2 登録団体は、再生資源回収活動を中止又は6カ月以上休止する場合は、速やかに第2号の2様式による再生資源集団回収実施団体登録辞退申出書を環境事業センターに提出しなければならない。

3 局長は、登録団体から前項の中止の申し出があった場合、その登録を抹消する。

(登録の取消し)

第9条 局長は、次の各号に該当すると認めたときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に適合しない場合

(2) 第5条の報告内容に虚偽が認められた場合

2 局長は、登録を取り消す場合は、速やかに登録団体の代表者あて認定の取消しを行うことを通知する。ただし、登録団体自体が解散(事実上解散している場合も含む。)しており、登録の取消日において登録されている代表者住所にすでに代表者が居住しておらず、所在が明らかでない場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 登録団体は、次の各号に関して大阪市に協力するものとする。

(1) 登録団体の活動地域、活動頻度等、団体の活動内容についての市民に対する情報提供

(2) 登録団体の資源集団回収活動状況の調査

(中略)

附則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日までの活動にかかる報告にあたっては、回収事業者が発行する証明書を、第6号様式による資源集団回収取引用伝票として認める。

(以下略)

(3) 環境局における手続

ア 資源集団回収団体登録台帳への転記

環境事業センターは再生資源集団回収実施団体登録申請書(要綱第3条第1項)の登録内容を確認し、資源集団回収団体登録台帳に転記する。

イ 資源回収量の審査

環境事業センターは、団体から提出された書類(再生資源集団回収実施団体実績報告書等、要綱第5条、第6条)を確認し、当該団体が回収した資源ごみの量を確認し、報奨金の支出及び奨励品の交付内容を取りまとめる。

ウ 資源集団回収団体への報奨金の支出

報奨金(1団体あたり5,000円)については、環境事業センターから翌年度の10月頃に、あらかじめ登録した口座へ支払いを行う。

エ 資源集団回収団体への奨励品の交付

回収量に応じて交付される奨励品については、環境局で一括して購入した再生品を、各団体に対して翌年度に配送する。奨励品の一部を奨励金で受領することを希望した団体に対しては、同時期にあらかじめ登録した口座へ支払いを行う。

(4) A住宅子供会に関する事実関係

ア A住宅子供会の登録(平成14年)

A住宅子供会は平成14年に再生資源の集団回収を実施する団体として新規登録されている。資源集団回収団体登録台帳によると、A住宅子供会の

所属する町会はA住宅自治会、その構成世帯数は63世帯（人）となっている。また、活動区域は住宅内となっている。

#### イ 平成26年度分に係る報告について

平成27年4月28日、B氏はA住宅子供会代表者として報奨金等支給申請書・口座振替申出書を提出している。

また、B氏は同日、再生資源集団回収実施団体実績報告書を提出している。この報告書には、A住宅子供会の回収世帯数が「11世帯」と記載されており、再生資源回収業者の証明印が押印された資源集団回収取引用伝票が添付されている。また、奨励品等の配送先の名称は、「代表者 B」と記載されている。

なお、平成24年から平成26年のそれぞれ4月に提出された再生資源集団回収実施団体実績報告書では、回収世帯数は「63世帯」と記載されている。

#### ウ 報奨金・奨励品の受給

##### (ア) 報奨金

平成26年度分に係る報奨金5,000円は、平成27年9月15日に支出されている。

##### (イ) 奨励品

平成26年度分に係る奨励品等については、A住宅子供会の年間古紙回収量が10トン未満であったので、奨励品（トイレトペーパー）のみであり、環境局からB氏に送付され、B氏は平成28年2月27日に受領している。

#### エ A住宅自治会からの要望書について

平成26年10月2日にA住宅自治会長及び役員一同から、A住宅子供会の資源集団回収実施団体としての登録の取り消しを求める要望書が環境局に提出されている。

なお、環境局職員が平成26年10月と平成27年1月にB氏の自宅を訪問し、事情聴取を行った旨の記録がある。

## 2 監査対象局の陳述等

### (1) 陳述

- ・資源集団回収団体への支援制度について説明する。

古紙・衣類については、もともと有価で取引されてきたことから、町会や子供会などでは従来から「資源集団回収活動」が実施され、集められた古紙・衣類等の売却益を得てきた。本市としても、ごみの減量につながるこ

とから、回収用具の貸与等により支援を行ってきたが、平成3年頃から古紙価格が下落傾向にあり、多くの団体の活動が維持できなくなり、活動をやめていく状況が生じる一方で、本市のごみ焼却量はピークをむかえており、ごみの減量が大きな課題となっていた。

- 本市としては、平成11年度から廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進するため、先行する他都市の事例を参考にしながら、再生資源の集団回収を実施する団体の活動状況を把握し、その支援を行うことを目的として、要綱を定め、資源集団回収活動を実施する団体に対して、定額で支給する報奨金と、古紙・衣類等の回収量に応じた奨励品等の支給を行ってきた。
  - この活動団体の登録を受けるためには、要綱第2条に規定する要件を満たす必要があり、その要件は、住民団体又は地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第5条第1項の規定により区長から認定された地域活動協議会であること、本市内の10以上の世帯の家庭から排出される古紙、古布、びん、金属、その他の再生資源の集団回収を定期的実施すること、再生資源の回収を営利を目的として行うものでないこととなっている。
  - 団体の登録手続きについては、登録申請については、登録を受けようとする活動団体が、構成員の中から代表者を選任し、「再生資源集団回収実施団体登録申請書」を、活動する区域を所管する環境事業センターに提出する。
  - 環境事業センターでは、要件に適合すると認めた団体を再生資源集団回収実施登録団体として登録し、当該環境事業センターから「再生資源集団回収実施団体登録証」を発行する。
- なお、平成28年2月29日時点で活動団体登録数は3,032団体となっている。
- 登録した活動団体が実際に支援を受けるためには、その年の3月31日以前の1年間における再生資源の回収量等について、「再生資源集団回収実施団体実績報告書」及び「資源集団回収取引伝票」に回収事業者の証明印を押印したものを添付し、「報奨金等支給申請書・口座振替申出書」を環境事業センターに提出する必要がある。
  - 環境事業センターでは、取引伝票に回収事業者の証明印が押印されているか、回収量が報告書の数値と合致しているか等を点検し、「再生資源集団回収実施団体実績報告書」及び「報奨金等支給申請書・口座振替申出書」の写しを家庭ごみ減量課に提出・報告する。

- ・家庭ごみ減量課では、支給申請書を書類審査のうえ奨励品の必要量等を集計し、奨励品の購入及び配送契約など必要な手続きを行い、現金については口座振替申出書で指定された口座へ入金し、奨励品については申請書で指定された住所宛配送する。
- ・本件請求対象となっているA住宅子供会への支出については、平成14年2月28日にA住宅子供会として代表者B氏による登録がなされ、毎年度の報告に基づき、報奨金の支出及び奨励品の給付を行ってきた。
- ・まず、「平成14年当時の当初申請において、実際は38世帯であるところ63世帯と虚偽の申請を行った」との主張については、申請者の負担を軽減し、より多くの市民が参加できるようにする観点から、登録申請に当たって参加者全員の名簿等の提出などの手続きは求めている。他都市も同様であるが、要件については申請による書面の確認により行っている。ただし、実際の回収量等の報告時点においては、疑義が生じる場合について、その実数を確認するなど要件について不自然な点がないかチェックをしている。

本市においては、3,000以上の活動団体があり、事前に実際の確認等の手続きをとることは不可能であり、また世帯数も常に変動するものであるため、回収量の報告時のチェックにおいて疑義がある場合に報告を求め、調査の上、不適正な事実があれば是正させることとしている。

そうしたことから、今後の入居予定も加味し住宅全体の戸数で申請したのかどうかなど詳しい経緯は不明であり、平成14年度の申請書類については、保存年限を経過しているため残っていないが、申請書以外で具体的な世帯数の確認は行っていないことから、当時においても申請書に記載された63世帯での登録については、これを認めたものと考えている。

- ・2点目として、「実体のない子供会名義で登録し、不正受給していた」との主張については、請求人は、住民監査請求において、A住宅子供会は組織も実態もない団体であり、同子供会は報奨金及び奨励品を平成14年4月から平成28年3月まで14年間不正受給していたと主張している。これについては平成14年から16年の活動実績については記録が現存せず、内容の確認ができないが、平成17年度以降の書類を見る限り、資源集団回収活動が行われてきたことが確認できており、間違いなくその間については活動実態のある団体であると考えている。

平成27年度分については、現在、登録団体に対して実績報告書の提出を依頼している段階であり、現時点では支払い手続きを行っていない。

資源集団回収の登録団体の名称について特に規定はなく、また、住民監査請求書に「当時、子どものいる世帯は7世帯」とあるが、活動世帯数は「子供のいる世帯」に限定されるものではなく、A住宅子供会という名称で登録した団体の資源集団回収活動に協力する世帯数を記載することとしている。

- ・ 3点目として、「平成 27 年 4 月 1 日段階で正規の手続きを経ず、世帯数の変更を申請したこと及び本市がそれを受理したことが不正である」との主張について、住民監査請求に、「平成 26 年 4 月 1 日の資源集団回収団体としての更新時は、B氏は自治会の会長ではないので、現自治会の承認が必要である」とある。

これに関して、資源集団回収団体として登録されている団体はA住宅子供会であり、自治会内の手続き上承認が必要かどうかについては、本市としては問題とするところではない。

なお、要綱上の規定では、回収世帯数を変更する場合、第2号様式「再生資源集団回収実施団体登録変更申出書」を提出しなければならないとなっており、今回A住宅子供会については、この手続きが漏れていたことは事実であり、今後速やかに手続きをとりたいと考えている。

- ・ 4点目として、A住宅子供会の活動であるにもかかわらず、本市に提出した平成 14 年 4 月から平成 25 年 3 月の伝票ではA住宅自治会になっていることについては、これまで環境局がA住宅自治会の関係者から聞き取ったところでは、平成 25 年度までは長年B氏がA住宅自治会長を務めてきたとのことである。

伝票に記載する団体名称については、原則としては資源集団回収団体の登録団体名称と一致するべきである。しかしながら、A住宅子供会の集団回収場所がA住宅内であり、協力世帯も自治会員であることが一般的であり、また、当時子供会の代表者が自治会の代表者であったことから、回収業者の作成伝票において、活動団体の名称が自治会として提出された場合であっても、提出のやり直しを指示することなしに受け付けたものと考えている。

今後はこのようなことのないよう、正確な事務処理を指導するよう各環境事業センターに指示した。

なお、報告と請求自体は登録者のA住宅子供会の名義でなされており、添付の伝票には一部正確性を欠いたということはあるものの、集団回収量自

体には疑義や問題はなく、報告と請求自体については有効であると考えている。

また、本件については、平成 25 年度以降、活動団体として正確に A 住宅子供会の名前で回収量の報告が行われている。

- ・ 5 点目として、請求人は「再三再四登録の抹消、是正をお願いしてきた」、平成 25 年 12 月から平成 28 年 3 月 4 日まで経過したが、「関係職員が職務を怠っている」としている点については、平成 26 年 7 月 24 日に地元自治会関係者から情報公開請求がなされ、同年 10 月 2 日に A 住宅自治会長及び役員一同から A 住宅子供会の資源集団回収実施団体としての登録の取り消しを求める要望書が提出された。

要綱では登録を取り消すことができる場合として、登録要件を満たさなくなった場合、また、毎年度の回収量の報告内容に虚偽が認められた場合となっており、A 住宅子供会については登録要件を満たしており、回収量の報告内容に虚偽があるとは認められなかったことから、取消し事由には当たらないと判断した。

これを踏まえ、平成 26 年 12 月 24 日以降数次にわたり、地元自治会関係者に対して、A 住宅子供会は要綱で定められた登録を取り消す要件に該当せず、登録取消しはできない旨を回答している。

- ・最後に、請求人が、現時点において、A 住宅子供会が、10 以上の世帯で構成されず、自治会が承認もしていない活動実態のない団体であるため、その団体に対して報奨金等を支給することは不適切であると主張している点について、同子供会の平成 26 年度分の回収量は 3,036kg と報告されており、本市の資源集団回収の一世帯当たりの年間排出量が約 80 kgであることを勘案すると、少なくとも 10 世帯以上が古紙等を出していたことは間違いないものとする。

また活動実態は、実績報告や回収業者からの伝票をもとに、毎年度確認をしている。

- ・以上のことから A 住宅子供会代表者 B 氏へ平成 27 年度に支出した報奨金等の返還を求める理由はないと考える。
- ・今回の件に際し、一部申請事務がなされていなかったり、添付伝票に正確さを欠くなどの是正すべき点があったことについては、再度、適正な事務処理について、本事務を遂行している全環境事業センターに対して周知徹底を図った。

なお、陳述時の質疑応答において監査対象局から次のような説明があった。

- ・団体の登録要件について、平成14年当時の要綱では「10以上の世帯により構成される団体」としていたが、現行の要綱では「10以上の世帯から排出される古紙、古布、びん、金属、その他の再生資源の集団回収を定期的実施する団体」と変更している。これは、市民に分かりやすいよう表現を変更したもので、団体の登録要件についての考え方自体は変わっていない。

## (2) 監査対象局からの追加説明

A住宅子供会の登録要件は、再生資源集団回収実施団体登録申請書の記載内容をもとに確認し、事後的に回収実績で確認している。

本件では、B氏がA住宅のごみステーションのカギを管理しており、一定の排出量が報告されていることから、活動実態があるものと考えている。

約3,000の活動団体全部について、1世帯当たりの排出量80kgという基準を用いて、団体の世帯数に相当する排出量があるかを定例的に確認しているわけではない。その80kgという基準も、局の判断基準としていたものではなく、今回のA住宅子供会の排出量がどの程度の世帯数分に相当するかを算出するために試算したものである。

団体性を確認する事務的なマニュアルはない。

資源ごみを排出してくれる人を活動に賛同してくれる人として、登録団体の構成員として考えている。

## 3 判断

本件請求では、A住宅子供会が登録要件を満たさない団体であるにもかかわらず、A住宅子供会に対して報奨金の支出や奨励品の支給を行った場合は、違法不当な公金の支出や財産の処分に当たると言うべきである。

再生資源集団回収実施団体の登録要件について、請求人は、資源集団回収実施団体として登録しているA住宅子供会は、平成26年度から平成28年2月現在まで、組織、会則もない、世帯数、世帯名も不明な任意団体であるため、団体として登録要件を満たしていないと主張する。また、そのような団体であることを自治会が環境局に再三再四報告してきたにもかかわらず、環境局は平成27年4月に適正な手続を経ずA住宅子供会を11世帯に変更しているが、平成27年4月当時子供のいる世帯は3世帯であったことから、団体登録の要件を満たしていないと主張する。

この点、要綱第2条(1)アに規定する住民団体たる要件は、当該団体の組織や会則の有無、また団体そのものの構成員によって判断するものとは規定されていない。

また、同条（２）では、大阪市内の10以上の世帯の家庭から排出される古紙、古布、びん、金属、その他の再生資源の集団回収を定期的を実施することを要件に規定している。

これらについて、環境局は、資源ごみを排出する世帯を住民団体を構成する世帯として考えているため、A住宅子供会という名称の団体の資源集団回収活動に協力する世帯数が要件となるが、その世帯の特定に重要性はなく、登録要件については登録申請書の記載内容の確認により要件を満たしていると判断している。また、環境局は、A住宅子供会に関する住民からの報告に対して、当該団体の代表者宅に赴き状況確認等を実施していることが確認できる。さらに、環境局は、A住宅子供会として排出している世帯数の妥当性について、今回、一世帯平均の排出量を試算し、平成26年度の実績報告書に記載された回収量から、少なくとも10世帯以上が古紙等を出していたことは間違いのないものと判断している。

これらの環境局の判断については、平成27年4月にA住宅子供会が、再生資源集団回収実施団体実績報告書提出時に回収世帯数を11世帯と報告していることにつき、変更手続が漏れていた点はあるが、A住宅子供会の排出世帯数について、環境局は登録申請書により確認し、住民からの報告に対しても状況確認を行っており、排出世帯数の実態を把握することが困難な中で、実績報告書に記載された回収世帯数及び回収量から登録要件を満たしていると判断していることが不合理とは言えず、A住宅子供会が要綱に規定されている登録要件を満たしていないとまでは言えない。

以上より、環境局職員が行った、A住宅子供会に対する報奨金の支出や奨励品の支給が登録要件を満たさない団体に対するものとは言えないことから、A住宅子供会に対する報奨金の支出や奨励品の支給が違法不当な公金の支出や財産の処分であるということとはできない。

#### 4 結論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な公金の支出及び財産の処分があるとする本件請求には理由がない。

#### (意見)

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、改善すべき点について意見を申し添える。

資源集団回収団体への支援制度の主旨は、廃棄物の減量や資源の再利用だけでなく、環境教育やまちの美化、地域のコミュニティづくりにもあることから、個人を対象としたものではなく地域の住民団体などに対する支援となっている。

しかし、現在の当該支援制度については、団体の登録要件である「住民団体」の定義や、排出世帯数の考え方が要綱上明確になっていない。

環境局は、当該支援制度の主旨に則り、個人を対象とした給付とならないよう留意し、登録申請や登録事項の変更申請の方法も含め、市民によりわかりやすい制度設計となるよう、他都市の状況も踏まえつつ、改善を検討されたい。